いすみ市漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月18日

いすみ市長　小野正昭

いすみ市条例第28号

いすみ市漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例

いすみ市漁業近代化資金利子補給条例（平成17年いすみ市条例第140号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第１条　市長は、漁業経営の近代化を推進するために必要な生産施設等の整備拡充を図るため、漁業近代化資金を漁業者等に貸し付ける融資機関に対し、この条例に基づき、予算の範囲内で利子補給金を交付する。	（趣旨） 第１条　市長は、漁業経営の近代化を推進するために必要な生産施設等の整備拡充を図るため次条で定める漁業近代化資金を貸し付ける融資機関に対し、この条例に基づき、予算の範囲内で利子補給金を交付する。
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　漁業近代化資金　漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）及び千葉県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年千葉県規則第80号）に基づいて貸し付けられた資金をいう。 （２）　漁業者等　法第２条第１項に規定する漁業者等をいう。 （３）　融資機関　法第２条第２項に規定する融資機関をいう。	（定義） 第２条　この条例において「漁業近代化資金」とは、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）及び千葉県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年千葉県規則第80号）に基づいて貸付けられた資金をいう。
（利子補給） 第３条　市長は、この条例の定めるところにより漁業近代化資金の貸付けを行う融資機関に対し、漁業近代化資金として貸し付けた資金につき、貸付日から３年間に限り年１パーセントの範囲内において利子補給を行うことができる。	（利子補給） 第３条　市長は、この条例の定めるところにより漁業近代化資金の貸付けを行う融資機関に対し、漁業近代化資金として貸し付けた資金につき年１分の範囲内において利子補給を行うことができる。
（委任） 第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	（委任） 第５条　この条例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。